

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八条の二まで（現行のとおり） （省エネルギー性能目標値の設定）</p> <p>第八条の三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 当該建築物のうち、第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部（当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。）設備システムのエネルギーの使用の合理化</p> <p>第八条の四から第九条の二まで（現行のとおり） （特別大規模特定建築物の規模等）</p> <p>第九条の三（現行のとおり）</p> <p>2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第八条の二まで（略） （省エネルギー性能目標値の設定）</p> <p>第八条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。</p> <p>4（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 当該建築物の全体（第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。）設備システムのエネルギーの使用の合理化</p> <p>第八条の四から第九条の二まで（略） （特別大規模特定建築物の規模等）</p> <p>第九条の三（略）</p> <p>2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三</p>

~~第二項第二号から第九号までに規定する用途とする。~~

3 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、~~建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。~~

4 (現行のとおり)

1 (現行のとおり)

1 当該特別大規模特定建築物のうち、~~第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部(当該各用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)~~ 別表第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減率の値

第十条から第十三条の三まで (現行のとおり)

(省エネルギー性能評価書の作成等)

第十三条の四 (現行のとおり)

2 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、~~建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。~~

3 から 6 まで (現行のとおり)

第十三条の五から第八十二条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第一の四まで (現行のとおり)

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値 (第九条の三関係)

建築物の熱負荷の低減率

(現行のとおり)

~~第二項各号に掲げる用途とする。~~

3 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、~~省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。~~

4 (略)

1 (略)

1 当該特別大規模特定建築物の全体 (~~第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)~~ 別表第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減率の値

第十条から第十三条の三まで (現行のとおり)

(省エネルギー性能評価書の作成等)

第十三条の四 (略)

2 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、~~省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。~~

3 から 6 まで (略)

第十三条の五から第八十二条まで (略)

別表第一から別表第一の四まで (略)

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値 (第九条の三関係)

建築物の熱負荷の低減率

(略)

設備システムのエネルギー利用の低減率

(現行のとおり)

備考

- 一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = 100 \times \left\{ 1 - (\text{PAL*の値} \div \text{PAL*の基準}) \right\}$$

この式において、A、PAL*の値及びPAL*の基準値は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

PAL*の値 特定建築物の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号。以下「算出方法」という。))第一三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値。ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)別添用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供

設備システムのエネルギー利用の低減率

(略)

備考

- 一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = 100 \times \left\{ 1 - (\text{PAL*の値} \div \text{PAL*の基準}) \right\}$$

この式において、A、PAL*の値及びPAL*の基準値は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

PAL*の値 特定建築物の屋内周囲空間(地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷(エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「判断基準」という。))第一一―一―三(一)に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)を各階の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値。ただし、判断基準別表第一の用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供する部分を含む建築物については、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合

する部分を含む建築物については、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値
PAL*の基準値 基準省令別表用途の項の区分に応じ、地域区分の欄に掲げる値。ただし、基準省令別表用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供する部分を含む建築物については、各用途の当該値を各用途の屋内周囲空間の床面積で加重平均した値

二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$ERR = (1 - BEI) \times 100$$

この式において、ERR及びBEIは、それぞれ次の値を表すものとする。

ERR 設備システムのエネルギー利用の低減率

BEI 一次エネルギー消費率

$$BEI = \frac{E_T}{E_{ST}}$$

$$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$$

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S) \times 10^{-3}$$

計(単位 平方メートル)で除して得た値

PAL*の基準値 判断基準別表第一の用途の項の区分に応じ、地域区分の欄に掲げる値。ただし、判断基準別表第一の用途の項に規定する用途のうち複数の用途に供する部分を含む建築物については、各用途の当該値を各用途の屋内周囲空間の床面積で加重平均した値

二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$ERR = (1 - BEI) \times 100$$

この式において、ERR及びBEIは、それぞれ次の値を表すものとする。

ERR 設備システムのエネルギー利用の低減率

BEI 次の(イ)から(ロ)までの建築物の部分の一次エネルギー消費率

(イ) 第八条の三第二項第一号に規定する用途(以下「住宅用途」という。)に供する部分

$$BEI = \frac{E_{HT, all}}{E_{HST, all}}$$

これらの式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 E_T 、 E_{AC} 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_{EV} 及び E_S は、それぞれ次の値を表すものとする。

E_{ST} 基準省令第一条第一項第一号イに規定する基準一次エネルギー消費量（以下「基準一次エネルギー消費量」という。）（単位 一年につきギガジュール）

E_{SAC} 算出方法第一二(ロ)により求める空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{AV} 算出方法第一二(ニ)により求める空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SL} 算出方法第一二(三)により求める照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

E_{SW} 算出方法第一二(四)により求める給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）

$$E_{HST, all} = \sum_{i=1}^n E_{HST, i} + E_{HSK}$$

$$E_{HT, all} = \sum_{i=1}^n E_{HT, i} + E_{HK}$$

これらの式において、 $E_{IST, all}$ 、 $E_{IST, i}$ 、 E_{ISK} 、 n 、 $E_{HT, all}$ 、 $E_{HT, i}$ 及び E_{HSK} は、それぞれ次の値を表すものとする。

$E_{IST, all}$ E 住宅用途に供する部分の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

$E_{IST, i}$ n 戸の単位住戸（一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅における一の住戸をいう。以下同じ。）の部分の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_{SEV} 算出方法第一 一(五)により求める昇降機
の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につ
きメガジュール)

E_T 基準省令第一条第一項第一号イに規
定する設計一次エネルギー消費量(以下
「設計一次エネルギー消費量」という。)
(単位 一年につきギガジュール)

E_{AC} 算出方法第一 一(ハ)により求める空気調
和設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年
につきメガジュール)

E_K 算出方法第一 一(ニ)により求める空気調
和設備以外の機械換気設備の設計一次エネ
ルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_L 算出方法第一 一(三)により求める照明設
備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年に
つきメガジュール)

E_H 算出方法第一 一(四)により求める給湯設
備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年に
つきメガジュール)

E_{EV} 算出方法第一 一(五)により求める昇降機

E_{HST} 判断基準一第二 二 二―二(ハ)によ
り求める単位住戸の基準一次エネ
ルギー消費量(単位 一年につきギガ
ジュール)

E_{HSK} 判断基準一第二 二 二―二(ロ)によ
り求める共同住宅の共用部分の基準一
次エネルギー消費量(単位 一年につき
ギガジュール)

n 単位住戸の数

$E_{HT, all}$ 住宅用途に供する部分の設計一次エ
ネルギー消費量(単位 一年につきギガ
ジュール)

$\sum_{i=1}^n E_{HT, i}$ n 戸の単位住戸の部分の設計一次エ
ネルギー消費量(単位 一年につきギガ
ジュール)

E_{HT} 判断基準一第二 二 二―三(ハ)によ
り求める単位住戸の設計一次エネ

の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につき
メガジュール)

E^s 算定方法第一一(六)により求めるエ
ネルギー利用効率化設備による設計一次
エネルギー消費量の削減量(単位 一年
につきメガジュール)

ギ消費量(単位 一年につきギガ
ジュール)

E^{HK} 判断基準I第二一一三(ロ)によ
り求める共同住宅の共用部分の設計一
次エネルギー消費量(単位 一年につき
ギガジュール)

(ロ) 第八条の三第三項第二号から第九号までに規
定する用途(以下「非住宅用途」という。)に供
する部分

$$BEI = \frac{E_T}{E_{ST}}$$

この式において、 E^{ST} 及び E^T は、それぞれ
次の値を表すものとする。

E^{ST} 判断基準I第一一一二により
求める非住宅用途に供する部分の基準
一次エネルギー消費量(単位 一年につ
きギガジュール)

E^T 判断基準I第一一一三により

求める非住宅用途に供する部分の設計
一次エネルギー消費量(単位 一年につ
きギガジュール)

(E) 住宅用途及び非住宅用途に供する建築物(以
下「複合建築物」という。)の全体

$$BEI = \frac{E_{Total}}{E_{STotal}}$$

$$E_{STotal} = E_{ST} + E_{HST,all}$$

$$E_{Total} = E_T + E_{HT,all}$$

これらの式において、 E_{STotal} 、 E_{ST} 、 $E_{ST,all}$ 、 E_{Total} 、 E_T 及び $E_{HT,all}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

E_{STotal} 複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

E_{ST} (二)に掲げる非住宅用途に供する部分

別表第二から別表第二十まで (現行のとおり)

別表第二から別表第二十まで (略)

$E_{\text{ST,al}}$	(一)に掲げる住宅用途に供する部分の 設計一次エネルギー消費量(単位一年 につきギガジュール)
E_{T}	(二)に掲げる非住宅用途に供する部分 の設計一次エネルギー消費量(単位一年 につきギガジュール)
E_{Total}	複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量(単位一年につきギガジュール)
$E_{\text{ST,al}}$	(一)に掲げる住宅用途に供する部分の 基準一次エネルギー消費量(単位一年 につきギガジュール)
$E_{\text{ST,al}}$	(一)に掲げる住宅用途に供する部分の の基準一次エネルギー消費量(単位一年 につきギガジュール)

別記第一号様式から第二十九号様式まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第二十九号様式まで (略)